

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">空乗第 1197 号 平成 12 年 10 月 11 日 (制定) <u>国空安政第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">航空従事者養成施設指定申請・審査要領</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全政策課</p> <p>第 1 部 (略)</p> <p>第 2 部 指定の基準</p> <p>1. 総論</p> <p>航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第 50 条の 4 に規定されているが、その具体的な基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「航空従事者の養成について相当の実績を有する」(第 1 号ハ)</p> <p>① 当該施設が新たに養成施設の指定を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 修了者が 10 名以上であること。<u>(削除)</u></p> <p>3) (略)</p> <p>② 指定養成施設が新たに追加する課程についての限定変更承認を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 修了者が 4 名以上であること。<u>(削除)</u></p> <p>3) (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p style="text-align: center;">空乗第 1197 号 平成 12 年 10 月 11 日 (制定) <u>国空安政第 2214 号 令和 7 年 12 月 24 日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">航空従事者養成施設指定申請・審査要領</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全政策課</p> <p>第 1 部 (略)</p> <p>第 2 部 指定の基準</p> <p>1. 総論</p> <p>航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第 50 条の 4 に規定されているが、その具体的な基準は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「航空従事者の養成について相当の実績を有する」(第 1 号ハ)</p> <p>① 当該施設が新たに養成施設の指定を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 修了者が 10 名以上であること。<u>ただし、整備士に係るものについては、修了者が 20 名以上であること。</u></p> <p>3) (略)</p> <p>② 指定養成施設が新たに追加する課程についての限定変更承認を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 修了者が 4 名以上であること。<u>ただし、整備士に係るものについては、修了者が 8 名以上であること。</u></p> <p>3) (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>2. (略)</p>

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3部 (略)</p> <p>第4部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. テストコースの指定及び審査</p> <p>(1) テストコースの指定</p> <p>① テストコースの指定は、管理者からの申請を受けて行う。</p> <p>② 申請のあったコースが(2)に定める基準に適合していない場合には、テストコースとして指定しない。</p> <p>③ テストコースの指定は、テストコース指定書（第6号様式）を交付することにより行う。</p> <p>④ テストコースの審査結果が(3)①に定める基準に適合しないものであった場合でも、改善の見込みがあると判断される場合に限り、1回を限度としてテストコースの再指定を行うことができる。</p> <p>(2) テストコースの指定の基準</p> <p>テストコースの指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 1コースの訓練生の人数は、<u>(削除)</u> 6名以上（操縦教育証明に係る課程にあっては3名以上）<u>(削除)</u> であること。ただし、標準養成数が少ないコースにあっては、規定人数を満たすべく複数コースを1コースとして取り扱うものとする。</p> <p>(3) テストコースの審査</p> <p>① テストコースとして指定を受けたコースについて、1(2)①又は(3)①により審査を行う。</p> <p>② テストコースの実績が、<u>2(2)②に定める規定人数を満たした後に</u>本要領第2部1(2)①3)に定める基準に適合することを審査する。</p> <p>③ テストコースの途中で、②に定める基準に適合しないことが明らかになった場合には、それ以降の審査は行わない。</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>第5部～第11部 (略)</p>	<p>第3部 (略)</p> <p>第4部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定</p> <p>1. (略)</p> <p>2. テストコースの指定及び審査</p> <p>(1) テストコースの指定</p> <p>① テストコースの指定は、管理者からの申請を受けて行う。</p> <p>② 申請のあったコースが(2)に定める基準に適合していない場合には、テストコースとして指定しない。</p> <p>③ テストコースの指定は、テストコース指定書（第6号様式）を交付することにより行う。</p> <p>④ テストコースの審査結果が(3)①に定める基準に適合しないものであった場合でも、改善の見込みがあると判断される場合に限り、1回を限度としてテストコースの再指定を行うことができる。</p> <p>(2) テストコースの指定の基準</p> <p>テストコースの指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 1コースの訓練生の人数は、<u>操縦士に係る課程にあっては</u>6名以上（操縦教育証明に係る課程にあっては3名以上）、<u>整備士に係る課程にあっては12名以上</u>であること。ただし、標準養成数が少ないコースにあっては、規定人数を満たすべく複数コースを1コースとして取り扱うものとする。</p> <p>(3) テストコースの審査</p> <p>① テストコースとして指定を受けたコースについて、1(2)①又は(3)①により審査を行う。</p> <p>② テストコースの実績が、<u>(新設)</u> 本要領第2部1(2)①3)に定める基準に適合することを審査する。</p> <p>③ テストコースの途中で、②に定める基準に適合しないことが明らかになった場合には、それ以降の審査は行わない。</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>第5部～第11部 (略)</p>

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 2部 航空整備士の技能証明課程に関する基準</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 教育施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実技教育の施設等</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 教材</p> <p>1) 課程の教育内容に対応した実物又は模型 (<u>模擬飛行装置等を含む。</u>) による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。</p> <p><u>2) 仮想現実を用いた教材 (以下「VR教材」という。) は、教育内容に じ、上記1)の教材による実技教育を補完する目的で使用するものとする。 なお、VR教材の使用にあたっては、あらかじめ当該教材の教育効果を評価した上で、実施する教育の内容を教育規程に定めること。また、実物等による作業により習得すべき実技教育をVR教材による教育のみで行ってはならない。</u></p> <p>3) 教材の数は、同じ教材について学生8名につき1個の割合とする。</p> <p>4) 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が <u>15名以下の場合1機、15名を超えて30名以下の場合2機、30名を超える場合は3機有していること。</u>これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。 なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>第1 2部 航空整備士の技能証明課程に関する基準</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 教育施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実技教育の施設等</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 教材</p> <p>1) 課程の教育内容に対応した実物又は模型 (<u>追加</u>) による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2) 教材の数は、同じ教材について学生8名につき1個の割合とする。</p> <p>3) 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が <u>(追加)</u> 30名以下の場合2機、30名を超える場合は3機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。 なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>5. (略)</p>

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改正後			改正前
<p>第13部 (略)</p> <p>第14部 航空工場整備士の技能証明課程に関する基準</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 教育施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実技教育の施設等</p> <p>第12部4. (2)のうち次の施設を除いたものと同じとする。</p> <p>① ⑩教材 <u>4</u> 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が <u>15名以下の場合1機、15名を超えて30名以下の場合2機、30名を越える場合は3機</u>有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なるものであること。なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。</p> <p>5. (略)</p> <p>第15部～第18部 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 養成施設の指定に係る審査報告書</p> <p>1. ～9. (略)</p>			<p>第13部 (略)</p> <p>第14部 航空工場整備士の技能証明課程に関する基準</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 教育施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実技教育の施設等</p> <p>第12部4. (2)のうち次の施設を除いたものと同じとする。</p> <p>① ⑩教材 <u>3</u> 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が <u>(追加) 30名以下の場合2機、30名を越える場合は3機</u>有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なるものであること。なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。</p> <p>5. (略)</p> <p>第15部～第18部 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 養成施設の指定に係る審査報告書</p> <p>1. ～9. (略)</p>
10. 教育実績			10. 教育実績
10. 1 当該教育を2年以上3コース以上	コース		10. 1 当該教育を2年以上3コース以上
10. 2 修了者が10名以上 <u>(削除)</u>	名		10. 2 修了者が10名以上 <u>(整備関係20名以上)</u>
10. 3 実地試験合格率80%以上	%		10. 3 実地試験合格率80%以上
講評			講評
11. テストコース			11. テストコース
11. 1 テストコースの人数6名以上 <u>(削除)</u>	人		11. 1 テストコースの人数6名以上 <u>(整備関係12名以上)</u>
11. 2 教育実態			11. 2 教育実態
11. 3 実地試験合格率	%		11. 3 実地試験合格率

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案 新旧対照表

改正後			改正前		
講評			講評		
第3号様式 限定変更の承認に係る審査報告書 1.～6. (略)			第3号様式 限定変更の承認に係る審査報告書 1.～6. (略)		
7. 教育実績			7. 教育実績		
7. 1 当該教育を2年以内で1コース以上	コース		7. 1 当該教育を2年以内で1コース以上	コース	
7. 2 修了者が4名以上	名		7. 2 修了者が4名以上	名	
7. 3 実地試験合格率80%以上	%		7. 3 実地試験合格率80%以上	%	
講評			講評		
8. テストコース			8. テストコース		
8. 1 テストコースの人数6名以上	人		8. 1 テストコースの人数6名以上	人	
8. 2 教育実態			8. 2 教育実態		
8. 3 実地試験合格率	%		8. 3 実地試験合格率	%	
講評			講評		
第4号様式～第10号様式 (略)			第4号様式～第10号様式 (略)		

附則(令和〇年〇月〇日付け国空安政第〇〇号)

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

なお、改正前の第4部2.(1)の規定によりテストコースとして指定された整備士に係る課程の訓練生の人数については、改正後の第4部2.(2)②の規定を適用することができるものとする。